

(趣旨)

第 1 この要綱は、長野県(以下「県」という。)が発注する建設工事において、元請・下請関係の適正化を図るため、請負契約の適正化、下請負人の保護及び適正な施工体制の確立等に関する遵守事項をここにあらためて示して趣旨の徹底を図るとともに、その遵守状況について元請負人等に対する確認調査を行い、さらに元請・下請関係において発生するトラブルに、迅速かつ適切に対応するための相談体制を整備することを定めるものである。

(請負契約の適正化)

第 2 元請負人は、次に掲げる関係法令等の遵守事項に基づいて、請負契約の適正化に努めるものとする。

なお、一の工事が数次の下請契約により行われる場合は、すべての下請契約における注文者にも適用する。

(1) 契約の締結等

元請負人は、請け負った工事の一部を他の請負人に請け負わず場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 18 条、第 19 条)

ア 工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款(昭和 52 年 4 月 26 日中央建設業審議会勧告。以下「約款」という。)又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書により、下請負人と下請契約を締結すること。

イ 自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金とする請負契約を締結しないこと。(法第 19 条の 3)

また、契約締結後、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させてその利益を害しないこと。(法第 19 条の 4)

ウ 下請契約を締結する以前に、当該下請契約に関し、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、下請負人が当該建設工事の見積りをするために必要な一定の期間を設けること。(法第 20 条)

エ 請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、予め下請負人の意見を聞くこと。(法第 24 条の 2)

オ 下請工事が完成した旨の通知を受けたときは、その日から 20 日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了すること。

また、検査によって工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。(法第 24 条の 4)

(2) 代金支払等

ア 元請負人は、当該下請契約により定められた事項を適正に履行し、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(ア) 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、下請代金の額を減じないこと。

(「建設産業における生産システム合理化指針」(平成 3 年 2 月 5 日建設省経構発第 2 号の 3。以下「指針」という。)第 4(1))

(イ) 注文した下請工事に必要な資材を元請負人から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前にその工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。

(指針第 4(2))

(ウ) 前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集、その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。(法第 24 条の 3)

(エ) 請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完了後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から 1 ヶ月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。(法第 24 条の 3)

(オ) 下請代金の支払の方法は、次の a から c によること。

a 支払は、できる限り現金払とすること。現金払と手形払を併用する場合であっても、少なくとも労務費相当分については現金払とする。(指針第 4(2))

b 手形期間は、120 日以内で、できる限り短い期間とする。(指針第 4(2))

c 一般の金融機関による引受けが困難であると認められる手形を交付しない。(法第 24 条の 5)

イ 元請負人が特定建設業者である場合は、その責務を十分認識し、下請負人の保護及び指導に努めるものとし、特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約における請負人が特定建設業者又は資本金の額が4,000万円以上の法人であるものを除く。）における下請代金の支払期日は、下請負人が目的物の引渡しを申し出た日から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内に定めなければならない。

なお、契約に支払期日を定めなかった場合は、下請負人が引渡しを申し出た日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

また、51日以降の日を支払期日と定められた場合は、50日を経過する日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。  
(法第24条の5)

(適正な施工体制の確立)

第3 元請負人及び下請負人は、次に掲げる関係法令等の遵守事項に基づいて、適正な施工体制の確立に努めるものとする。

(1) 一括下請負の禁止等

ア 一括下請負は、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては、工事の質の低下及び下請の労働者の労働条件の悪化を招くおそれがあること、工事の施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであること等種々の弊害が考えられるので、これを禁止する。

(法第22条、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。)第12条)

イ 不必要な重層下請は、不適切な施工体制を生じるおそれがあるため、行わないこと。(指針第5(2))

(2) 適正な評価に基づく下請負人の選定

ア 元請負人は、下請負人の選定にあたっては、その工事の施工に関し、法により許可を受けるべきであるにもかかわらず、許可を受けていない者及び営業を禁止され又は停止されている者を除くとともに、下請負人に関して次に掲げる事項を総合的に勘案し、優良な者を選定するよう努めるものとする。  
(法第3条、指針第5(4))

(ア) 施工能力

(イ) 雇用管理及び労働安全衛生の管理の状況

(ウ) 労働福祉の状況

(エ) 下請負人との取引の状況

イ 前項においては、少なくとも次に掲げる事項のすべてが満たされるよう留意するものとする。

(指針別表1)

(ア) 過去における工事成績が優良であること。

(イ) その工事を施工するに足りる技術力を有すること。

(ウ) その工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。

(エ) その工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。

(オ) その工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。

(カ) 経営内容が不安定であると認められないこと。

(キ) 事業所ごとに雇用管理責任者が任命されていること。

(ク) 一の事業場に常時10人以上の労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。

(ケ) 過去において労働災害に関する重大な違反又は災害をしばしば起こしていないこと。

(コ) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。

(サ) 現に事業の附属宿舎に労働者を寄宿させている者にあつては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。

(シ) 工事の性質上、工事の一部が再下請されると認められる場合にあつては、下請代金不払を起こすおそれがないと認められること。

(3) 発注機関への報告

ア 元請負人は、工事契約後、工事の施工計画を策定するにあたり、適切な下請施工計画を策定し、約款第7条の規定により、「下請負人通知」を県発注機関の長あてに提出しなければならない。

(約款第7条)

イ 元請負人は、「下請負人通知」を提出後に下請負人又は契約内容を変更した場合は、直ちに県発注

機関の長に提出しなければならない。(約款第7条)

ウ 元請負人は、下請契約の総額が法施行令第7条の4で定める金額以上となる場合には、法第24条の7の規定により、施工体制台帳、施工体系図を県発注機関の長に提出するとともに、保管及び掲示等の措置を講じなければならない。(法第24条の7、適正化法第13条)

(4) 予め入札要件で下請負人の選定等を求めた場合

元請負人は、「内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札試行要領」に基づき、契約する工事の下請負人の選定等について、次に掲げる事項を遵守するものとする。

ア 下請負人の要件は次のとおりとする。

(ア) 下請負人は、入札条件に記した要件を満たす入札時の内訳書等に記載された者であること。

(イ) 契約時に下請負人が、「長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」(平成23年3月18日付け22建政技第337号。以下「入札参加停止措置要領」という。)の措置を受けていないこと。

イ 元請負人は、契約の際に下請負人に関する次の書類を提出しなければならない。

(ア) 下請負人との契約書の写し

(イ) 下請負人の商号、許可業種等を証する書類

(ウ) 下請負人が配置する主任技術者氏名及び資格を証する書類

(エ) 法第24条の7に規定する様式を満たす施工体制台帳及び施工体系図

(5) 技術者の適正な配置

ア 元請負人は、請負金額が2,500万円以上(建築一式工事では5,000万円以上)の工事では、法で規定する主任技術者を専任で置き、下請契約の総額が3,000万円以上(建築一式工事では4,500万円以上)の場合は、監理技術者を置き、工事現場における工事の施工の技術上の総括的管理を行わせること。(法第26条)

なお、主任技術者、監理技術者は、現場代理人と兼ねることができる。

イ 下請負人は、下請契約金額が2,500万円以上の工事では、法で規定する主任技術者を専任で置くこと。(法第26条)

(下請負人における建設労働者の雇用条件等の改善)

第4 下請負人は、この要綱に定める事項について元請負人の指導に従うほか、労働者の安全と適正な雇用管理を図り、次の各号に定める事項を遵守するものとする。(指針別表2)

(1) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

(2) 労働者の募集は適法に行うこと。

(3) 労働者の雇入れにあたっては、適正な労働条件を設定し、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。

(4) 一の事業場に常時10人以上の労働者を使用する者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ること。

(5) 賃金は毎月1回以上一定日に通貨で、その全額を直接労働者に支払うこと。

(6) 労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。

(7) 労働時間管理と休日の設定を適正に行うこと。

(8) 労働者に対して技能訓練を実施するよう努めること。

(9) 新たに雇用した労働者、作業内容を変更した労働者、危険又は有害な作業を行う労働者、新たに職長等労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

(10) 常時使用する労働者(季節移動労働者を含む)に対し雇入れ時及び定期の健康診断を行うこと。

(11) 以上のほか、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に従う等、工事を安全に施工すること。

(12) 災害が発生した場合は、当該下請契約における元請、及び県から直接工事を請け負った元請に報告すること。

(13) 雇用保険、健康保険(日雇労働者健康保険を含む。)及び厚生年金保険の保険料を適正に納付すること。

また、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない労働者に対して国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。

(14) 任意の労働者災害補償保険に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。

(15) 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するよう努めること。

- (16) 事業の附属寄宿舍に労働者を寄宿させる場合は寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出るとともに、その管理を適正に行うこと。
- (17) 前号の寄宿舍については、建設業附属寄宿舍規定に定める設備及び安全衛生基準を遵守すること。
- (18) 前各号に定める事項のほか、法施行令第7条の3の各号に規定する法令を遵守すること。

(元請負人の下請負人に対する指導等)

第5 元請負人は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講ずるとともに、その工事におけるすべての下請負人が第4に定める事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うものとする。(指針第6)

また、その建設工事における他のすべての下請契約における注文者に対して、第2から第3までに定める事項を遵守するよう指導に努めるものとする。(指針第7(1))

(県の指導・助言・調査等)

第6 県発注機関の長は、この要綱の適正な施行を確保しその趣旨の徹底を図るため、次の各号に定める措置をとるものとする。

- (1) この要綱の遵守に関し、県から直接工事を請け負った元請負人に対する必要な指導又は助言を行うものとする。
  - (2) 前号のほか、この要綱に定める事項に違反し、工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合において、必要があると認めるときは、県から直接工事を請け負った元請負人に対して、調査又は是正その他必要な措置を講ずるよう指示するものとする。
- 2 会計管理者は、この要綱の適正な施行を確保し、その趣旨の徹底を図るため、次の各号に定める措置をとるものとする。(法第41条、適正化法第14条)

(1) 調査の実施

会計管理者は、元請負人、下請負人又は県発注機関の長に対して、この要綱の遵守に関し、調査を実施することができる。

なお、調査結果に関して、元請負人、下請負人又は県発注機関の長に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

(2) 元請・下請に関する苦情相談窓口の設置(「下請110番」)

ア 会計管理者は、元請・下請に関する相談に対応する窓口を会計局検査課及び会計センターに設置し、相談を受けたときは、元請負人及び下請負人に関する関係法令等の遵守事項に基づいて、相談者に回答するとともに、必要があると認めるときは当該元請負人、下請負人又は県発注機関の長に対して、指導又は助言を行うものとする。

イ 会計管理者は、アの相談を受けた際、必要があると認めるときは元請負人、下請負人又は県発注機関の長に対して、事実確認のための調査を実施することができる。

ウ 会計管理者は、イの調査結果に関して、元請負人、下請負人又は県発注機関の長に対して、必要な指導又は助言を行うことができる。

エ 会計管理者は、イにおける調査結果及びウにおける指導又は助言の内容について、アの相談者に報告するものとする。

(報告)

第7 県発注機関の長は、元請負人又は下請負人が、第6の1(2)の指示に従わない場合又は指示した事項に関する措置の結果が適切でない場合は、長野県建設工事請負人等選定委員会に報告する。

2 会計管理者は、第6の2における調査結果又は相談情報により建設業法違反の疑いがあると判断した場合は、許可行政庁に報告する。(法第28条)

附 則

この要綱は、平成15年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。